

入札公告

令和2年2月17日

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会
会長 永野正雄

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
広島市社会福祉協議会広報紙発行業務
- (2) 履行の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 予定価格
非公表
- (5) 調査基準価格
予定価格の3分の2
- (6) 履行場所
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
広島市南区松原町5番1号
- (7) 入札方式
本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。
- (8) 入札方法
ア 入札金額は、総価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札区分
本業務は、紙面による入札とする。所定の入札書及び入札金額内訳書を持参し、入札するものとする。

2 入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「01-01 一般印刷」及び契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であ

ること。

- (4) 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法

広島市社会福祉協議会のホームページ (<https://shakyo-hiroshima.jp/>) のトップページの「お知らせ」→「入札（業務）について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

(1) 配布期間

入札公告の日から令和2年2月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 配布場所

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター

電話 082-264-6408

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

契約条項は、前記3（2）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の配布方法

広島市社会福祉協議会のホームページ (<https://shakyo-hiroshima.jp/>) のトップページの「お知らせ」→「入札（業務）について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

ア 配布期間

入札公告の日から令和2年2月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター

電話 082-264-6408

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先

前記3（2）に同じ。

(4) 入札書の提出方法

入札書（入札金額内訳書を含む。）を持参する。

(5) 入札回数

入札回数は、3回限りとする。

(6) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年3月2日（月）午前11時

イ 開札日時

入札締切後、直ちに行う。

ウ 場所

広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター 6階 ボランティア研修室

(7) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。(立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。)

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札日の「翌日(休日でない日)」にくじ引きにより落札候補者を決定する。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)を持参等により提出しなければならない。

(1) 提出先

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター

電話 082-264-6408

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 提出期限

令和2年3月3日(火)の正午まで

ただし、4(7)ウ本文によりくじ引きを行う場合などは、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(4)の営業停止処分、広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けたとき又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

前記6により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると

確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 前記1(4)の予定価格を上回る額の入札

オ 入札金額内訳書の提出がない入札

カ 入札書と入札金額内訳書の価格が一致しない入札

キ 入札金額内訳書の合計金額が内訳金額と不整合な入札

ク その他規制第8条各号のいずれかに該当する入札

(3) 契約保証金

要。ただし、規則第31条第1号、第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

1 契約担当課

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター

電話 082-264-6408

2 調達内容

(1) 業務名

広島市社会福祉協議会広報紙発行業務

(2) 履行の内容等

広島市社会福祉協議会や市域の福祉団体の取り組み等に関する情報を掲載し、関係機関・団体等の窓口を通して広く市民等に無料配布することで、市民に地域福祉の動向を啓発し、福祉活動への参加を促すものである。

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 予定価格

非公表

(5) 調査基準価格

予定価格の3分の2

(6) 履行場所

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

広島市南区松原町5番1号

3 入札方式

(1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) また、最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・無効な入札の場合

4 入札区分

本件業務は、紙面による入札とする。所定の入札書及び入札金額内訳書を持参し、入札するものとする。

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並

びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「01-01 一般印刷」及び契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。

(3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

6 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類の配布方法

広島市社会福祉協議会のホームページ (<https://shakyo-hiroshima.jp/>) のトップページの「お知らせ」

→「入札（業務）について」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

(1) 配布期間

入札公告の日から令和2年2月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 配布場所

前記1に同じ。

7 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

契約条項は前記1に同じ。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和2年2月21日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出場所及び問合せ先

前記1に同じ。

(ウ) 提出方法

持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌営業日以降において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

入札公告の日から令和2年2月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 閲覧場所

前記1に同じ。

8 入札の方法

(1) 入札金額は、総価（広島市社会福祉協議会広報紙発行業務に係る価格）を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、その者のした入札は無効とする。

9 入札書等の提出方法等

入札者及び入札金額内訳書を持参すること。

(1) 入札書

定型封筒（長形3号又は4号（JIS規格）望ましい）に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和2年3月2日開札」「広島市社会福祉協議会広報紙発行業務に係る入札書 第1回在中」と朱書し、会社名を記載すること。作成方法は「入札書の封印の仕方」による（広島市社会福祉協議会ホームページに掲載）。

(2) 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないように積算し、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和2年3月2日開札」「広島市社会福祉協議会広報紙発行業務に係る入札金額内訳書 第1回在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒字で可）すること。作成方法は「入札金額内訳書の封印の仕方」による（広島市社会福祉協議会ホームページに掲載）。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書の作成について」「入札金額内訳書記載例」による（広島市社会福祉協議会ホームページに掲載）。入札金額内訳書は、本会所定の様式（広島市社会福祉協議会のホームページに掲載）を使用して作成すること。

(3) 委任状（必要な場合のみ）

入札は原則として代表者又は届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）により行うこと。やむをえず代表者等でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記（1）の封筒に同封すること。（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）

また、この場合、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本会所定の様式（広島市社会福祉協議会のホームページに掲載）を使用して作成すること。

(4) 誓約書

本業務に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を作成し、入札開始前に提出すること。誓約書は前記1において交付する。

(5) 提出先

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号

広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター

電話 082-264-6408

(6) 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

10 入札・開札等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年3月2日（月）午前11時

イ 開札日時 入札締切後、直ちに行う。

ウ 場所 広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター 6階 ボランティア研修室

(2) 開札

- ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）
- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札参加者は、開札場所入室後は開札終了までの間、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- オ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
- カ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の「翌日（休日でない日）」にくじ引きにより落札候補者を決定する。ただし、同価の入札した者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。
- キ その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品購入売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところによる。

11 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。
なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 添付書類
 - ア 広島市税の納税証明書（写し）
「平成31年2月14日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
- (3) 提出先
前記1に同じ。
- (4) 提出部数
提出部数は、1部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。
- (5) 提出期限
令和2年3月3日（火）の正午まで
ただし、前記10（2）カの本文によりくじ引きを行う場合及び当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。
なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。
- (6) その他
入札参加者は、資格確認申請書等を前記(5)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

12 一般競争入札参加資格の確認

- 一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記11により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本会から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- なお、開札日時以後、落札決定までの間に前記5（4）の営業停止処分、広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けたとき又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、

その者のした入札は無効とする。

13 落札者の決定

前記 12 により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

14 低入札価格調査

(1) 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(2) 委託業務低入札価格報告書の提出

開札の結果、調査基準価格を下回る価格をもって入札書を提出した者は、委託業務低入札価格報告書（以下「報告書」という。）を持参により提出するものとする。

ア 提出先

前記 1 に同じ。

イ 提出部数

提出部数は、1 部とする。

ウ 提出期限

令和 2 年 3 月 4 日（水）午後 5 時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

15 本件業務の履行に当たって

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに契約規程等の諸規程及び委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項から第 5 項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

ア 本会発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第 1 条の 2 第 3 号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ 本会発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

(3) 本件業務に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本会に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

16 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札回数

入札回数は、3 回限りとする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市社会福祉協議会会長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできる。）を、前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(イ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

なお、契約免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(5) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額（契約予定金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、広島市及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約用紙は、本会が交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、広島市社会福祉協議会ホームページ（<https://shakyo-hiroshima.jp/>）トップページの「お知らせ」→「入札（業務）について」に掲載するので入札前に確認すること。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 前記2（4）の予定価格を上回る額の入札

オ 入札金額内訳書の提出がない入札

カ 入札書と入札金額内訳書の価格が一致しない入札

キ 入札金額内訳書の合計価格が内訳金額と不整合な入札

ク その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(8) この入札に係る資料等（入札関係資料等）は、次のとおり配布する。

入札関係資料等	配布場所
01 入札公告	広島市社会福祉協議会ホームページ
02 入札説明書	(https://shakyo-hiroshima.jp/)

<ul style="list-style-type: none"> 03 委託契約書 04 支払内訳書 05 業務委託契約約款 06 個人情報取扱特記事項 07 仕様書 08 一般競争入札参加確認申請書 09 委託業務低入札価格報告書 10 入札書 11 入札書の封印の仕方 12 入札金額内訳書 13 入札金額内訳書の封印の仕方 14 入札金額内訳書の作成について 15 入札金額内訳書記載例 16 委任状 17 誓約書 18 仕様書等に関する質問書 19 質疑応答書 	<p>のトップページ「お知らせ」→「入札（業務）について」からダウンロードすることができる。</p> <p>ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。</p> <p>「配布場所」</p> <p>〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 社会福祉法人広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター 電話 082-264-6408</p>
---	---

委託契約書（総価契約）

委託業務名	広島市社会福祉協議会広報紙発行業務
履行場所	広島市総合福祉センター（広島市南区松原町5番1号）
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託契約金額	円 支払内訳は別紙のとおり (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支払方法	広島市社会福祉協議会業務委託契約約款のとおり
契約保証金	「免除」又は「契約委託金額の100分の10以上」
その他の 契約事項	広島市社会福祉協議会業務委託契約約款のとおり
特約条項	なし
適用除外事項	なし（契約保証金免除の場合は、業務委託契約約款第16条の規定による。）
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の業務委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

発注者 広島市南区松原町5番1号
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
会長 永野正雄

受注者

支払内訳書

区分	金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)
7 2号(第1四半期発行分)	円
7 3号(第2四半期発行分)	円
7 4号(第3四半期発行分)	円
7 5号(第4四半期発行分)	円
合計	円

※各回支払額は、契約金額の4分の1の額とする。

ただし、1円未満の端数が生じた場合は、7 5号(第4四半期発行分)において調整する。

業務委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

6 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(委託業務の公共性の認識等)

第2条 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもつて、委託業務を行わなければならない。

(経費等の負担)

第3条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

(権利義務の譲渡制限等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

3 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 広島市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - (2) 指名停止措置要綱の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
 - (3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者
- 4 受注者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第5条 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（実施計画書の作成）

第6条 受注者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、発注者に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（従業員）

第7条 受注者は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させるものとする。

2 発注者は、受注者の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（現場責任者）

第8条 受注者は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(検査等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

(報告義務)

第11条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(実施報告書等)

第12条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を

確認するための検査を行うものとする。

- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託契約金額の支払)

第13条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、別紙支払内訳書記載の区分に応じ、委託契約金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払うものとする。

(談合行為等の措置)

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。)、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

- (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

- (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

- 3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、委託契約金額の10分の2(ただし、同項第4号に該当するときは10分の1)に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
- (2) 受注者が、この契約を誠実に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が、第4条第2項から第4項までの規定に違反したとき。
- (4) 受注者が、前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項第2号から第5号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第2号から第5号までの規定によりこの契約を解除されたときは、委託契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（解除後の処理）

第15条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託契約金額相当額を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第16条 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第13条の2第1項及び第14条第1項第2号から第5号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができ

る。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第16条の3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

(一般的損害)

第17条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条の2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、

発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第18条 受注者が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、委託期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延損害金は、延長前の委託期間満了の日から第12条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までの日数1日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相当する委託契約金額相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

(守秘義務)

第19条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(補則)

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

仕 様 書

1 業務名

広島市社会福祉協議会広報紙発行業務

2 目的

広島市社会福祉協議会や市域の福祉団体の取り組み等に関する情報を掲載し、関係機関・団体等の窓口を通して広く市民等に無料配布することで、市民に地域福祉の動向を啓発し、福祉活動への参加を促す。

3 作成の基本方針

この広報紙は上記の目的を踏まえ、発注者の指示する編集の基本方針に沿って作成する。

また、発注者との連携を密にしながら、取材、編集、レイアウト、校正、印刷、製本、発送等の全行程に渡って一貫した作成監理を行うものとする。

4 編集の基本方針

(1) 広島市社会福祉協議会事業の発信

広島市社会福祉協議会が行う事業について市民に対して効果的な広報を行うことで、地域の福祉活動への参加と啓発を促す。

(2) 財政面からの協力及び情報開示

賛助会員の募集やまごころ銀行、共同募金への協力依頼及びその報告を行い、財政面からの協力者を増やすとともに、適切な事業運営、財務諸表の支出についての情報開示を行う。

5 業務内容

(1) 情報誌の制作

- ① 構成 編集会議により決定する。
- ② 名称 広報紙の名称は「市社協通信」とする。
- ③ 編集 取材及び資料からの記事の作成、写真撮影、レイアウト、カットなど
取材に関しては、広島市内で年間5日以内とし、取材に係る交通費は受注者負担とする。
編集会議への出席（各号の制作につき1回以上）
- ④ 規格 A4版（A3版2つ折）
- ⑤ 印刷 フルカラー
- ⑥ 紙質 マットコート紙90K
目安として、1部あたりの郵送重量が60g以内に収まること。
- ⑦ ページ数 4ページ
- ⑧ 発行 年4回（四半期ごとに1回を予定）
- ⑨ 部数 28,000部（1回分）×4回 = 112,000部
- ⑩ 校正 3回以上（色校正を除く）※取材先への校正依頼は本会が行う。
- ⑪ ホームページ用のデータ作成等
広報紙紹介トップページ（各号表紙）及び広報紙掲載内容はPDF形式で作成し、発行の都度、広島市社会福祉協議会へ電子データで納品すること。

(2) 発送作業

- ・受注者発送分について、送付用添書の作成及び封筒詰め並びに発送を行う。（発送先データ及び添書の原稿は発注者が作成し、エクセルデータで受注者へ渡す）
- ・発送用封筒については、本会で準備し、受注者へ渡す。
- ・発送に係る経費は、受注者の負担とする。

6 納入期限等

(1) 納入期限は各号発行日の前日までとする。

ただし、受注者発送分については各号発行日の7日前までに発送することとし、直接納入分

のうち発注者発送分については土曜日・日曜日・祝日を除き発行日から5日前までに納入するものとする。受注者発送分及び発注者発送分は、発行日までに送付先への配達が見込める範囲において、事前に発注者の承諾を得て変更することができる。

なお、受注者発送分の配達見込みについては、受注者送付方法による標準的な配達所要日数に基づき判断する。(必要に応じて資料を提出すること。)

- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書の提出は、業務完了後、速やかに行うものとする。

7 納入場所

- (1) 直接納入分(館内配布分及び発注者発送分)

広島市社会福祉協議会

- (2) 受注者発送分

発注者が指定する約1,300カ所の発送先(指定する場所及び件数は年度途中においても変更する場合がある)及び、取材協力者に、郵送等により送付する。

8 提出書類

- (1) 委託業務実施計画書及び従事者届

受注者は、契約締結後速やかに、委託業務実施計画書(実施方法、業務履行スケジュール等添付)を発注者に提出し、発注者の承認を得ること。また、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を発注者に提出すること。

- (2) 業務委託実施報告書

受注者は、業務完了後速やかに業務委託実施報告書を発注者へ提出すること。

9 その他

- (1) 取材及び記事作成、印刷、製本、発送作業については、再委託可能とする。(事前に発注者の承諾が必要。)

- (2) 受注者が取材の際に借用した写真等については、受注者が責任を持って返却するものとし、その経費も負担する。なお、その際に発生した事故責任は、受注者が全て負うものとする。

- (3) 著作権については、発注者が所有する。

ただし、記事に使用する写真等については、著作権法を遵守し、受注者が責任を持って対処すること。

- (4) 広告ページは設けない。

- (5) その他この仕様書に疑義又は定めのない事項が発生した場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名
（業者番号

印

）

一般競争入札参加資格確認申請書

（入札後資格確認型一般競争入札用）

令和2年2月17日付けで入札公告のありました下記業務に係る一般競争入札の参加資格について確認を受けるため、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること、この業務に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること及び下記の添付書類の内容については、いずれも事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の誓約事項及び添付書類等について確認するため、広島市への照会など、必要に応じて調査されることに同意します。

記

- 1 業務名 広島市社会福祉協議会広報紙発行業務
- 2 添付書類

(1) 広島市税の納税証明書（写し）

「直近の証明可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(2) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」いずれか）の写し。[電子納税証明書は不可]（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

（問い合わせ先）

担当者：

部 署：

電 話：

E-mail：

委託業務低入札価格報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

当社が令和2年3月2日に入札した「広島市社会福祉協議会広報紙発行業務」に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

【内容】

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 当該入札価格で入札した理由 | 項目別調査票(1)-(1) |
| 2 その積算の内容等 | 項目別調査票(1)-(2) |
| 3 人員配置等の実施計画 | 項目別調査票(2)-(3) |
| 4 従事者の調達見通し | 項目別調査票(2)-(4) |
| 5 手持機器資材等の状況 | 項目別調査票(2)-(5) |
| 6 手持業務の状況 | 項目別調査票(3)-(6) |
| 7 過去に受託した業務の実施状況 | 項目別調査票(3)-(7) |
| 8 その他 | 項目別調査票(3)-(8) |

(注意事項)

- ①上記の項目別調査票は、該当の有無にかかわらず全て提出してください。該当のないものは当該記載欄に「該当なし」と明記してください。
- ②この報告書（項目別調査票を含む。）は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名停止措置等を行うことがあります。

項目別調査票（1）

<p>（1）当該入札価格で入札した理由</p>
<p>（2）その積算の内訳等</p>

項目別調査票（2）

(3) 人員配置等の実施計画
(4) 従事者の調達見通し
(5) 手持機器資材等の状況

項目別調査票（3）

(6) 手持業務の状況
(7) 過去に受託した業務の実施状況
(8) その他

入札書（総価契約用）（第 回）

令和2年3月2日

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 会長 様

入札者住所商号代表者

印

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の契約に関する諸規定並びに仕様その他入札の諸条件を承知のうえ、次の金額をもって入札します。

業 務 名 広島市社会福祉協議会広報紙発行業務

入札金額 (総価)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(摘 要) 入札金額は、消費税法第9条第1項の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- ※ 注意事項
1. 入札金額を訂正したものは無効です。
 2. 様式を変更したものは無効です。

決定印

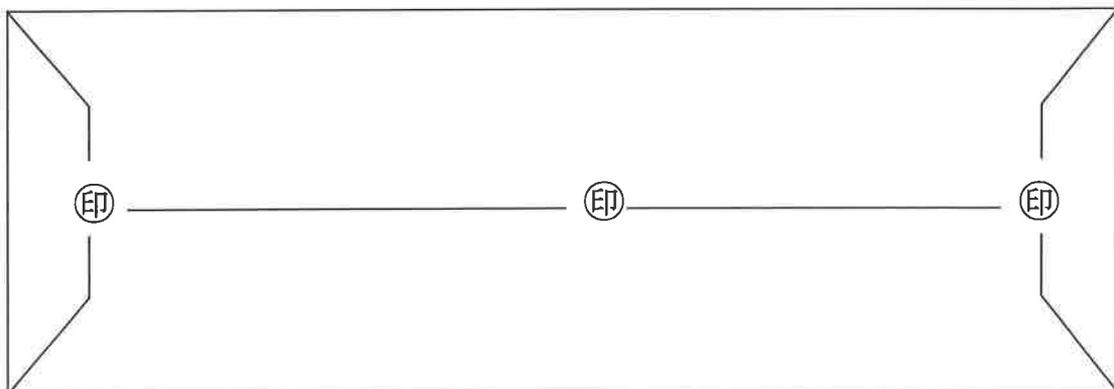
入札書の封印の仕方

封筒（入札書封入用）

〔表面〕

<p>入札書</p> <p>広島市社会福祉協議会広報紙発行業務</p> <p>入札日時 令和2年3月2日 午前11時</p>
--

〔裏面〕



所在地
商号又は名称
代表者職氏名
回答できる者の氏名
連絡先電話番号 () (内線)
印 (下記※1参照)

入札金額内訳書(委託業務)

業 務 名 目
(下記※2、※3参照) 広島市社会福祉協議会広報紙発行業務

区 分	積算の内容 (下記※4参照)	金 額	摘 要
業務原価	人件費(直接人件費) (ア)		
	物件費(直接物品費+業務管理費) (イ)		
	合計 (ウ=ア+イ)		
	諸経費(一般管理費等) (エ)		
業務価格	合計 (オ=ウ+エ)		入札書記載金額 (下記※5参照)
	消費税相当額 (カ=オ×10%)		消費税率10%
	業務費 (キ=オ+カ)		

次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は、無効とする。

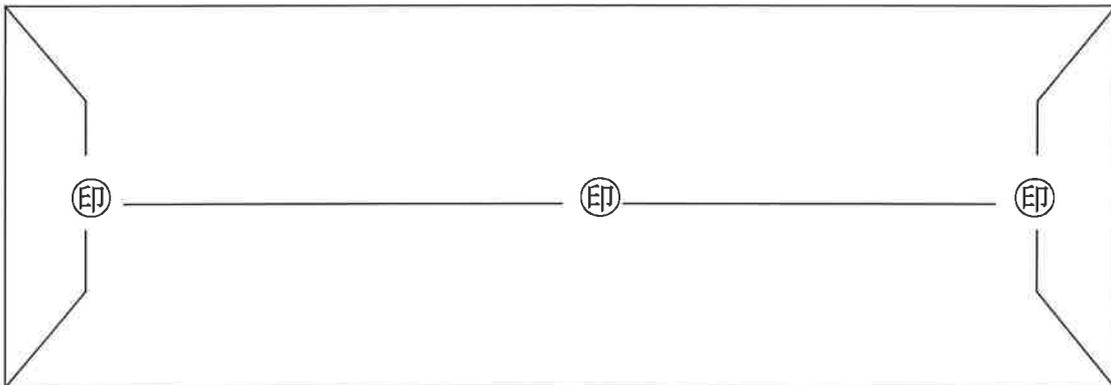
- ※1 入札金額内訳書に記名・押印がないもの
- ※2 業務名がないもの
- ※3 業務名が誤っているもの(ただし、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の入札金額内訳書であることが特定できる場合を除く。)
- ※4 積算の内容に記載が全くないもの
- ※5 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるもの(ただし、入札金額内訳書の業務価格の合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切り捨てでない場合、切り捨て以外の端数整理、税込みと税抜き等の誤記等は、無効となる。)
- ※6 その他、入札金額内訳書作成手引に掲げる事由に該当するもの

入札金額内訳書の封印の仕方

〔表面〕（朱書きすること）

令和2年3月2日開札
「広島市社会福祉協議会広報紙発行業務」の入札金額内訳書第1回目在中
入札者の商号（名称）○○○○○○○○○○○○

〔裏面〕（封筒の貼り合わせ場所3ヶ所に割り印すること）



封印に使用する印鑑は、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑を使用すること。

入札金額内訳書の作成について

紙による入札金額内訳書を持参する場合には、下記により入札金額内訳書を作成すること。

(1) 入札金額内訳書の作成

- ア 入札金額内訳書は、日本語で記載すること。また、入札金額内訳書に記載する金額は日本語通貨とすること。
- イ 入札金額内訳書は、様式による。

(2) 入札金額内訳書の記載項目

- ア 年月日
入札書の提出年月日とする。
- イ 入札者住所商号代表者及び押印

記載するに当たって、次の点に注意すること。

- (ア) 「入札者住所商号代表者」及び「印」は競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

- (イ) 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

ウ 入札金額内訳書の記載金額（金額の訂正は認めない）

- エ 人件費
- オ 物件費
- カ 諸経費
- キ 摘要

「入札金額内訳書記載例」を参照のこと。

委任状

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 会長 様

委任者

入札者

入札者が競争入札参加資格審査申請において委任した者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名



私は、広島市社会福祉協議会広報紙発行業務（令和2年3月2日開札）に係る入札に関する一切の権限を下記の者に委任します。

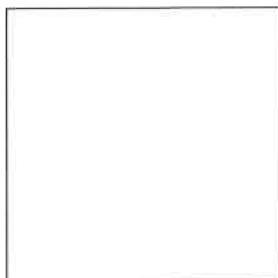
記

受任者（代理人、復代理人）

住所

氏名

受任者（代理人、復代理人）使用印鑑



令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(共同企業体の場合は構成員全員)

誓 約 書

社会福祉法人広島市社会福祉協議会広報紙発行業務の競争入札に関して、私
的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為は一
切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書について、公正取引委員会及び警察に送付されても異議は
ありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

（業者番号

印

）

仕様書等に関する質問書

令和2年2月17日付けで入札公告のありました下記業務について、仕様書等に関する質問を別紙（質疑応答書）のとおり提出します。

記

・ 業務名 広島市社会福祉協議会広報紙発行業務

（連絡先）

担当者：

部 署：

電 話：

F A X：

E-Mail：

質 疑 応 答 書

業務名 広島市社会福祉協議会広報紙発行業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。